

首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託 プロポーザル実施要項

標記業務委託について公募型プロポーザル方式の手続きを実施しますので、次のとおり参加者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務委託名

首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託

(2) 目的及び概要

令和2年（2020年）2月に発足した首都圏から熊本市を応援する組織『TOKYO BASE 096』（以下『TB096』という。）の年に1度の象徴的な交流イベントとして、『TOKYO BASE 096交流会』を都内で開催する。

本交流会は、参加者間の交流とネットワークの構築を促進するとともに、新規会員の獲得、並びに組織の更なる活性化を目的とする。

※TOKYO BASE 096とは

首都圏に住む熊本市の出身者やゆかりのある方、熊本市が大好きという方が集まり、首都圏から熊本市を応援したいという想いでつくった、熊本市東京事務所が事務局の組織のこと。会員数は496名（令和7年（2025年）5月末時点）。

(3) 業務内容

別紙1「首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託基本仕様書」のとおり。

(4) 履行場所

東京都内

(5) 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月28日まで

(6) 提案上限額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

(7) 選定の方法

公募型プロポーザル方式

2 担当部局

熊本市 政策局 東京事務所

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1

日本都市センター会館9階

電話：03-3262-3840 FAX：03-3237-1090

電子メール：toukyoujimusho@city.kumamoto.lg.jp

3 スケジュール

実施公告	令和7年（2025年）6月23日（月）
参加表明書、 基本仕様書等交付期間	令和7年（2025年）6月23日（月） ～令和7年（2025年）7月4日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年（2025年）7月4日（金）
参加資格審査結果通知	令和7年（2025年）7月7日（月） 予定
質問書提出期限	令和7年（2025年）7月9日（水）
質問書回答期限	令和7年（2025年）7月11日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年（2025年）7月14日（月）
一次審査（書類審査）	令和7年（2025年）7月17日（木） 予定
一次審査の選定結果通知	令和7年（2025年）7月18日（金） 予定
最終審査（プレゼンテーション審査）	令和7年（2025年）7月23日（水） 予定
最終審査の選定結果通知	令和7年（2025年）7月下旬 予定
契約締結	令和7年（2025年）7月下旬 予定

※ スケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (6) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (7) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (8) 本件プロポーザルに事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。

本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(4)の要件を満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)6月23日(月)から令和7年(2025年)7月4日(金)まで熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。なお、4(8)の事業協同組合として参加を希望する場合は、組合員全員が書類を作成し、代表団体が取りまとめて提出すること。

提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類

① 参加表明書(様式第1号)

② 参加資格審査調書(様式第2号)

③ 登記事項証明書

受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの(法務局発行) ※コピー可

④ 印鑑証明書

受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの(法務局発行) ※コピー不可

⑤ 消費税納税証明書

納税証明書(その3)「消費税及び地方消費税」の未納がないことの証明(税務署発行)(その3の3、その3の2でも可) 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。 ※コピー可

⑥ 市税に未納がないことの証明書 ※熊本市内に本店又は支店等がある場合のみ 熊本市内に本店又は支店等がある場合は、市民税課、各税務室のいずれかで発行する滞納がないことの証明書 ※コピー可。熊本市内に本店又は支店等がない場合は、提出不要。

⑦ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等(直近2年度分) ※コピー可。)

⑧ 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)

書き方を参照の上、該当する方(役員等)

※ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく一般建設業及び特定建設業の許可、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく産業廃棄物・特別産業廃棄物処理業の許可、警備業法(昭和47年法律第117号)に基づく警備業の認定を受けている者は証明書の

写しをもって省略可。

なお、現在、令和7・8年度（2025・2026年度）業務委託競争入札等参加資格を有している者は、上記③から⑧までの書類を省略することができる。その場合、（様式第1号）にある「【参考】入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

イ 提出期限

令和7年（2025年）7月4日（金）午後5時まで

ウ 提出部数

各1部とする。

エ 提出先

2の担当部局

オ 提出方法

① 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

② 郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、上記提出期限内必着とする。
（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

また郵送の場合、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

カ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

6 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 説明会

説明会等は実施しない。

8 基本仕様書等に対する質問

(1) 基本仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第4号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)6月23日(月)から令和7年(2025年)7月9日(水)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年(2025年)7月11日(金)までに開始し、令和7年(2025年)7月23日(水)までとする。

※質問書に対する回答については、受領後、随時閲覧を開始する予定。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者、もしくはいなかった場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。なお、再度公告し参加表明者が1者以上の場合、プロポーザルを実施するものとする。

10 企画提案書等の提出

5(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出書(様式第5号)

イ 企画提案書(任意様式)

※業務委託名と会社名、代表者職・氏名を記載した表紙を作成すること(様式任意)。

ウ 業務の実施体制(様式第6号)

エ 類似業務等実績一覧(様式第7号)

※記載する類似業務は、国又は地方自治体から直接受注した業務として、令和2年度(2020年度)以降に履行が完了した業務実績とする。

※該当する実績が無い場合は、提出不要。

オ 見積書(任意様式。ただし、業務項目ごとの内訳を記載すること。)

(2) 提出方法

「別紙2 首都圏プロモーション(TOKYO BASE 096交流会)業務委託企画提案書等作成要領」を確認の上、下記のとおり提出すること。

提出書類の規格はA4版片とじ・両面とする。A4サイズより大きい書類はA4サイズに折り込むこと。

ア 提出部数

① (1)「提出書類」のアからオまでの書類について、アに代表者印を押印の上、1部を持参もしくは郵送すること。

② (1)「提出書類」のアからオまでの書類を記録したデータを電子メール（大容量ファイル送信サービス）で提出すること。なお、担当部局へデータの到着を必ず電話で確認すること。

イ 提出先

2の担当部局宛に提出すること。

持参及び電子メールの場合は午前8時30分から午後5時まで（休日を除く。）

郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とし、下記提出期限までに必着のこと。

（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。）

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

ウ 提出期限 令和7年（2025年）7月14日（月）

1.1 企画提案書に関する審査の実施

(1) 一次審査（書類審査）

プロポーザル参加者が5者を超える場合は、提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる5者程度の提案を選考する一次審査を行う（令和7年（2025年）7月17日（木）頃を予定）。必要に応じて電話等のヒアリングを行う場合がある。選考結果は、プロポーザル参加者に対して郵送等で通知を行う。

なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合は、一次審査は行わず、全て最終審査（プレゼンテーション審査）に進むこととする。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日時

令和7年（2025年）7月23日（水）予定

日時が変更になる場合は連絡する。

イ 実施場所

東京都千代田区平河町2-4-1 日本都市センター会館9階

熊本市東京事務所内会議室

時間については、別途指示する。

ウ 実施方法

対面又はオンラインによる質疑応答形式

※災害等のやむを得ない事情により、対面によるヒアリングは実施せず、オンラインによるヒアリングや選定委員による企画提案書等の書類審査のみを実施する可能性もある。

※ヒアリングの方法については、別途指示する。

エ 企画提案書に関するヒアリングは、以下に定めるほか、「別紙3 首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託候補者選定委員会 審査基準」に沿って実施する。

- オ 出席者は、3名以内とする。
- カ ヒアリングは、非公開とする。
- キ ヒアリング時間は、別途通知する。
- ク ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、当該プロポーザルは無効とする。
ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時においてヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、当該プロポーザル参加者の審査項目については、全て0点として取り扱うものとする。
- ケ 結果については、参加者に対して郵送により通知する。

1 2 審査の方法等

(1) 審査の主体

「首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託候補者選定委員会設置要綱」に基づき、首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託候補者選定委員会において行う。

(2) 審査の基準

「別紙3 首都圏プロモーション（TOKYO BASE 096交流会）業務委託候補者審査会 審査基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、くじにより決定する。いずれの提案も合計点数が120点以下の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 3 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者以上であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1 4 契約候補者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由

について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1 5 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、市にて決定するものとする。この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして市が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても(1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1 6 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

- (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提

出者の負担とする。

- ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。
 - エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。
 - オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
 - キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。
 - (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
 - (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。